

群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室
医科学研究ユニット要項

平成 30.10.1 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室内規第7条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室医科学研究ユニット（以下「ユニット」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2 ユニットは、群馬大学（以下「本学」という。）昭和地区における医学系研究科、保健学研究科、医学部、生体調節研究所、医学部附属病院、重粒子線医学推進機構及び未来先端研究機構の学術研究に必要な研究戦略を策定し、それに基づき研究を推進させ、研究成果を地域社会に広く還元することを目的とする。

(業 務)

第3 ユニットは、第2の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究（プロジェクト型研究を含む）の推進に関すること。
- (3) 競争的研究資金獲得のための企画立案に関すること。
- (4) プロジェクトに係る研究設備の整備に関すること。
- (5) その他ユニットの目的を達成するために必要な事項

(会 議)

第4 ユニットの円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室ユニット連絡会議（以下「ユニット連絡会議」という。）を置く。

2 ユニット連絡会議は、第3の各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 ユニット連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 高度研究戦略室長
- (2) 高度研究戦略室員 若干人
- (3) 医学系研究科長、保健学研究科長、医学部長、生体調節研究所長、医学部附属病院院長、重粒子線医学推進機構長及び未来先端研究機構の統括責任者

4 ユニット連絡会議に議長を置き、高度研究戦略室長をもって充てる。

5 議長が必要と認めるときは、第3項各号以外の者をユニット連絡会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第5 ユニットの事務は、昭和地区事務部の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、研究・産学連携推進機構長が行う。

附 則

この要項は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。